

平成29年度 第4回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日 時 平成30年3月2日（金） 午後2時～

▽会 場 府中市役所 北庁舎3階 第5会議室

▽参加者 委員側 汐見会長、平田副会長、宮前委員、山崎委員、二瓶委員、臼井委員、植松委員、木下委員、栗原委員、芝辻委員、田中委員、仲委員、中嶋委員、中田委員、畑山委員、墓田委員、木嶋委員（17名）

事務局側 遠藤子ども家庭部長、柏木子育て支援課長、二村子ども政策担当主幹、市ノ川子育て支援課主幹、柳下保育支援課長、吉本保育支援課長補佐、坪井児童青少年課長、古塩児童青少年課長補佐、長嶋保育支援課管理係長、横山保育支援課支援計画係長、須田保育支援課認定給付係長、若山子育て支援課推進係長、徳永子育て支援課推進係職員、大沢子育て支援課推進係職員（14名）

▽欠席者 工藤委員、酒井委員、刀禰委員（3名）

▽傍聴者 1名

【次第1 開会】

事務局

皆さん、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただいまより府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

まず、事務局から資料の確認をさせていただきます。

（※事務局 資料確認）

それでは、議題に入る前に、事務局より3点、ご説明等をさせていただきます。まず1点目ですが、本日の委員の出欠状況についてでございます。本日欠席のご連絡をいただいている委員につきましては、刀禰委員、酒井委員、工藤委員の3名でございます。また、畑山委員、墓田委員におかれましては、都合により遅れるとのご連絡をいただいております。

本日の会議は、委員20名のうち、17名の委員にお集まりいただいておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、有効に成立することをご報告させていただきます。

続きまして2点目、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、2月21日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集したところ、1名の応募があり、既にご入場いただいております。

最後に3点目、本日の審議会の時間配分についてです。議題（1）を40分程度、（2）を50分程度、その他で10分程度とし、会議終了時間は午後4時ごろを予定しておりますの

で、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りますが、発言する際のマイクの使用について、前回同様、ご協力をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

【次第2 議題(1) 新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設の利用定員について】

会長

皆さん、こんにちは。本日は2つの議題がございます。1つは議題1で、「新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設の利用定員について」でございます。まず事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料1の「新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設の利用定員」につきまして、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

(※事務局 資料1「新たに事業の開始を予定する特定教育・保育施設の利用定員について」の説明)

会長

ありがとうございました。初めに説明がございましたけれども、ここで審議するというのは、事業を開始する予定の特定教育保育施設の利用定員について審議するということになっておりますので、この数について中心的にご意見をいただきたいということになっています。

その前に確認だけさせてください。共通認識するために、今、2つの言葉が出てきているのですが、利用定員という言葉と、それから認可定員という言葉がございますので、簡単に説明していただけますでしょうか。違いをお願いします。

事務局

まず認可定員につきましては、学校教育法の規定によりまして、市長または児童福祉法の規定により都知事が認可した定員でございます。対しまして、利用定員につきましては、子ども・子育て支援法の規定によりまして、市長が確認した定員、給付費、委託費の支給に当たり必要とされる定員となります。根拠の法が学校教育法と子ども・子育て支援法の2つの法によつての違いとなります。

会長

学校教育法、保育園の施設というのは学校教育法にのっとるのですか。幼稚園だったらわかりますが。

事務局

済みません。今回は保育所なので、児童福祉法の規定ということになります。

会長

認可定員のほうはわかったような、わからないような。要するに、認可定員、それから今の利用定員というのは、原則、同じでなければいけないとか、何かそういうのはあるのですか。何で2つのものがあるかということ、その辺、もうちょっと詳しく教えてください。

今、資料1でこうやって出ているのは認可定員が書かれている。審議しろとなっているのは利用定員ですから、このカテゴリーが同じなのか違うのか、その辺をはっきりさせてください。

事務局

認可定員のほうは認可するに当たって必要となる定員でございまして、利用定員のほうは実際の定員といいますか、認可定員よりも人数の配置等によりまして、認可定員より多く、一時的に定員をふやして運用できるようなものもございまして、そこで違いが出ているかなど。認可を受けるに当たっては、認可定員で定めております。

会長

ちょっと今、わかったような、わからないような話ですがね。認可定員というのは、これはこういう保育所を開きたいと思いますということで、東京都の児童福祉施設の運営基準、施設及び運営の基準という条例があるわけですよね。それで、例えば0歳児は1対3にしなければいけない、1歳児は1対4にしなければいけないとか、子どもの成長前提でサイズは、はいはいしているときは3.3平米以上いるとか、立ち上がると1.98平米に移行するとか、そういう基準面積が決められていて、それをちゃんと満たしているかどうかということで、この広さだったら定員何人までということで決められているわけですね。それは厳密にチェックされるわけです。それで、認可したときの、例えばおたくは全体の60人から70人でやっていっては、というのが、これは認可定員ですかね。

それについては、もう既に認可されているものですから、我々がどうこうというのは特に議論する必要はないのですが、今回は利用定員ということで、利用定員というのは、今ご説明がありましたけれども、実際にはもうちょっと待機児があるからということで、もう何人か入れてほしいとかいう形で、それを上回って取る。もちろんその場合も最低基準といわれている基準を超えて詰め込むことはできない。ただ、ちょっとゆとりがある限りでやってくださいとか、そういうことなのだと思います。

そういう利用定員をこれだけに設定するので、それを審議してくださいとおっしゃってくださったのですが、今説明を受けたのは、利用定員の説明を受けたのではなくて、認可定員の説明を受けたものですから。利用定員は説明されていないのではないかと、それでちょっと聞いているのですが。資料1は認可定員の説明なのですよね。

事務局

今回お示ししております利用定員につきましては、認可定員と同じ数字となっておりますので、その数字で確認のほうをお願いしたいと思います。

会長

わかりました。利用定員は認可定員を変更するというものは特になんないということですね。そうすると、本来、審議するということではないと思うのですが、ただ、説明をもうちょっといただきたいのは、光明府中南保育園というところが、第4区域で、定員が67人ですが、0歳児9人、1歳児29人、2歳児29人で、0、1、2歳児だけで67人という数ですね。この定員だけでは判断しきれないのですが、29人を1部屋に詰め込むということなのですか、これは。

事務局

0歳児が1クラスで、1、2歳児は2クラスございますので、29人が同じ1部屋ということではございません。

会長

2つに分けるということですか。我々、円滑な議論をするときにはそれがかなり大事なですよ。というのは、小さな子どもであればあるほど、数が多くなることはすごくストレスになります。

わかりやすく言うと、我々が毎日、朝からご飯食べるときも遊ぶときも寝るときも、常に20人で一緒に暮らしてくださいと言ったら、どうします？ 耐えられないですよ。人間というのは必ず、2人になりたい、1人になりたいとか、何々ちゃんと話したいとか、そういうことが保証されていないと、物すごくストレスになることがわかっているのです。だけど、小さな子どもだからいいだろうなんて思って、時々30人を1部屋なんていうことがあって、僕はこれを虐待だと言っているのです。

そういうことを意外とわからないで、私たちはたくさん一遍にやっていますと自慢するような園があるのですよね。本当に公開で論争しましょうかとやったこともあります。いろいろ聞くと、家庭と似たような雰囲気で行っているところは落ちつくのです。そうすると疲れたときは和室に行くし、2、3人で遊びたい子は廊下で遊ぶし、元気で遊びたければリビングで遊ぶとか、そうやっているところはすごく元気なのだけれども、1部屋にばあっと、こんなところでいつも20～30人一緒にいたら、どれだけストレスになるか。甘えたいときに甘えられない。誰かに甘えたいとき、先生とか、それだけいるとできないわけですよ。預かっているだけで、きちんとした保育が行われているとはとても言えないという。そういう場合があって、実は人数というのはかなり大きいのですよね。これは市のほうもよく知ってやってということで、できるだけ小さい規模を使って、6人以上増やすなど言っているのです。6人ぐらいのグループでとにかく行動しろということをする言っているのですが。

この29人というのを、数だけで言うと、そうですかで終わってしまうのですが、どういう環境で保育するというところで府中市は認めたことになるかということですね。今、2部屋

あったということで少し安心したのですけれどもね。以前、埼玉県のある市で、1歳児35人、1部屋で、公立でつくって自慢をしていたので、飛んで行ったことがあります。よくわからない方が担当するので、数をたくさん詰め込んで待機児童が解消だろうとなってしまうわけですね。それで、「とにかく分けてくれ、分けてくれ」と物すごいことをやった覚えがあるのです。部長さんはいいことをやったと思って自慢したいとおっしゃっていたのですよね。

ということで、0、1、2だけで67人というのは異常な数字なのです、はっきり言って。ニュージーランドは、0、1、2、3、4、5。0はやっていませんけれども、全てを合わせて60人以下というのが法律で決まっています。保育園というのは62カ所あるのです。大体そういうのが多いのです、国際的には。日本はとにかくもう詰め込んでしまっているのです。なるべくならば、これ、分園をつくるときの賢いやり方なのです。たくさんやらないで、少しずつ分けていってあげるというのが。

私は個人的には、この2歳児29人、1歳児29人、0歳児9人というのは、少し気にはなりましたが、そうやって2つに分けておられるということだったら特に問題ないと思いました。

結局、利用定員について意見を出せというのですが、認可定員と同じなので、今さらどうだと言うことはあまりできないのですよね。そういうことで、少しご意見、ご感想をいただければと、今後のために。

委員

この光明府中南保育園というのは、以前あった府中の南保育所そのまま、きっと内容だけが民営化したというので、今の現時点での南保育所というのも、0、1、2、3だけで運営していて、そのクラス割が2クラス。同じようなことで、ということですよ。たしか。

事務局

1点訂正させていただきたいのですが、1歳児につきましては3クラスに分かれています。さらに細かくクラスが分かれています。今、ご質問がありました、既存のクラス分けですか人数の分けにつきましては、今行っている既存の市立南保育所の人数配分のまま、移管後も同じクラス分けで行う予定となっています。

一応、移管後2年間までは市立南保育所で行っていたものを基本に引き継ぐことになっておりますので、2年が終わった段階でまた光明さんのほうが運営形態をどう考えるかというのはございますが、少なくとも2年までは今の市立南保育所と同等の形態で保育を運営していく予定となっています。

会長

わかりました。1歳児は30人弱で、10人前後の3クラスにするということですね。それだったら大分違うと思います。

何かご質問だとかご意見だとかございましたら、自由に。

委員

30年4月といいますと、もうあと一月で、この定員は全てもう決まって、埋まっているという理解でよろしいのでしょうか。

事務局

今回の30年度の申し込みのしおりからこちらの定員で申し込みをさせていただいておりますので、今、実際に利用調整の段階、まだ二次の途中でございますけれども、4、5歳児につきましてはなかなか定員が埋まらない状態というのが新設園にはございますので、0、1、2歳につきましては全て埋まっているような状況でございます。新園についてはどうしても、4歳、5歳というのは空きやすい傾向にございますので、今回つくった定員が全て埋まっているかという、そういう状況ではございません。

委員

わかりました。

会長

ありがとうございました。どうぞご意見を。

選定するに当たっては、選定の委員会とか、それで日本保育サービス、HITOWAキッズライフ、最近、いろいろな会社が、ブラックとかいろいろあるものですからね。大丈夫でしょうねということで。まあ難しいです、判断は。私はある社会福祉法人の理事長をしばらくやっていたら、そこはブラックだということで、みんな熱心で9時ごろまで帰らないのですよね。親のほうが、この園はブラックだなんて言っていたのです。

特にないようでしたら、これでお認めをしたということで進めていくことになりますが、よろしいですか。まだまだこれだけつくっていても、まだ待機児問題が解消しないということで、保育園をどんどんつくる以外に方法がないのかといろいろ考えてしまいますけどね、お金もかかるし。今回、府中市はかなり待機児が多い自治体だということで、頑張っつつくっておられるということなのですが、こういう数でということに進めたいということで、皆さん、よろしいでしょうか。

では、これです承したということで進めたいと思います。

【次第2 議題（2）来年度の府中市子ども・子育て審議会開催予定と主な議題について】

会長

それでは、議題2のほうですね。「来年度の府中市子ども・子育て審議会開催予定と主な議題について」、これも事務局のほうからご説明をお願いします。

事務局

それでは、特に資料はございませんが、来年度の本審議会の大まかな開催予定と主な議題

について、事務局より簡単にではございますが、ご報告させていただきます。ただし、まだ来年度の予算審議のほうで、議会でこれから承認というところになっている状況でありますので、あくまで現段階での予定ということでお願いいたします。詳しくは本年度の本審議会の中でお諮りする予定になりますので、このお話というのは予定というところでお聞きおきいただければと思います。

まず、来年度の本審議会の開催予定についてですが、来年度から再来年度にかけて次期府中市子ども・子育て支援計画の策定を行うことなどもあり、本審議会の開催回数が年7回程度にふえる予定となっております。来年度は4月、7月、8月、9月、10月、1月、3月の開催を現在のところ予定しております。また日程が決まり次第、改めて通知させていただきますので、ご承知おきください。

次に、主な議題になりますが、3点ございます。まず1点目として、今申し上げた次期子ども・子育て支援計画策定に関すること。2点目として、子どもの貧困対策に関する基本方針策定に関すること。3点目として、放課後対策事業専門部会の設置に関することでございます。

1点目、次期子ども・子育て支援計画の策定に関することですが、平成32年度から36年度の5年計画で、平成30年・31年度の2か年で次期計画を策定していく予定でございます。来年度は秋ごろにニーズ調査を行う予定で、その結果を踏まえつつ、計画策定に向けて様々な検討をこの審議会のほうで行っていく予定でございます。委員の皆様にご意見をいただきながら進めてまいりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

次に2点目、子どもの貧困対策に関する基本方針策定に関することですが、子育て支援課のほうからご説明させていただきます。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。子どもの貧困対策につきましては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されまして、国や自治体において取り組みを進めることが明記されております。この法律におきまして、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する」とされております。従来より、子どもを含む困窮家庭へのさまざまな支援制度がございますが、子どもの視点からの総合的な施策の推進が求められているところでございます。

このことから、来年度、子どもの生活に関する実態調査、分析を行った上で、委員の皆様からもご意見をいただきながら、府中市における方針を策定していきたいと考えております。

子どもの貧困対策につきましては、以上でございます。

次に、本年度、第2回の審議会でも話題となっております、子育て世代包括支援センター事業につきまして、平成30年4月からの実施に向けてただいま準備を行っているところでございますので、若干ご報告させていただきたいと存じます。

妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援を行うため、本市におきましては、保健センターと子ども家庭センターの連携型で本事業を行う予定でございます。具体的には、保健センターにおいて、母子健康手帳の交付時に保健師等の専門職員による全件面接を行い、妊

娠、出産、子育て等に関する相談、情報提供等を行うとともに、各家庭の実情を把握し、必要度に応じて、その後の継続的な支援を行ってまいります。

また、子ども家庭支援センターにおいて、保健センターと連携し、養育に困難を抱える家庭を支援するほか、福祉、保健、教育等の関係機関との連携を強化し、子育て世代への継続的かつ包括的な支援を行ってまいりますのでございます。

以上でございます。

事務局

引き続き、3点目、放課後対策事業専門部会の設置に関することですが、こちらは児童青少年課のほうから説明させていただきます。

事務局

それでは説明させていただきます。国におきましては、共働き家庭などのいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、同一敷地内もしくは隣接地において、学童クラブと放課後子ども教室、両事業を実施し、放課後などに全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備を進めるとした「放課後子ども総合プラン」を平成26年に策定いたしました。

これを受けまして、本市におきましても現状、両事業の連携を図るなど取り組んできているところでございますが、国のプランの趣旨にもございまして全ての児童が安全・安心に過ごし、多様な体験などができるようにするために、日常かつ恒常的な連携を推進していく必要があるため、本審議会に放課後対策事業専門部会を設置していただき、推進策など具体的な検討をお願いするものでございます。

現在想定してございます構成メンバーでございますが、学識経験者の方、放課後子ども教室受託団体、小学校の校長、青少年対策地区委員会、保護者代表を含む公募市民など6人を予定させていただいております。また、開催回数といたしましては年内に5回を予定しているところでございます。

以上でございます。

事務局

以上で、来年度の本審議会の大まかな開催予定と主な議題3点になりましたが、ご報告は以上とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。大きくは3つのことが来年度基本施策ということで、計画策定をまた新たに始めるということで、そのためにニーズ調査が必要になってくるということですね。その調査を来年、きっちり行って、平成32年から36年度の5年間のプランづくりの基礎にするという作業をまずやるということですね。

それから、貧困対策というのが本格的にどういう形になるのか、基本計画のつくりになる

かどうか、その辺やはりこれからになると思うのですが、とにかく実態を丁寧に把握することを府中市としても始めたいということが非常に大きなテーマになってきます。特に小5、中2ですか、それとその保護者。それをもとに一体どういう貧困対策の施策を進めるのかというあたりを多分このテーマとすごく重なってくることだと思うのです。

それから現在、2種類ある放課後の居場所。放課後子どもたちが家に帰っても遊ぶ場所がありません、友だちもいないということで、最近は学校の中で放課後を有効に過ごさせるというふうになってきているのですよね。ただ、学校の中にも2種類あって、かつては厚労省が所管していた学童保育といいますか、保育。それと放課後子ども教室、これは文科省のほうが開催して始めていた、自由に参加できる事業なのですが。ただ、学童保育も学校の中でしかやれない場所がたくさんありまして、そうすると学校の中でこの子たちは学童、この子たちは放課後子ども教室と、同じようなことを2つでやっているというのがあるし、こっちと一緒に遊びたいのに遊べないのかとか、いろいろなことが起こるので、なるべく1つに統合していく方向を目指しているわけです。

それで、どういう形でうまくそれを統合していくか、いろいろな学校で事情が違いますしね。ということで、そのための専門部会を立ち上げたいということが3つ目の大きなご提案でした。ご提案というか、施策の計画なのですね。今のことについて、まだ始まっていないのですが、「それだったらぜひこういうことを」とか、あるいは質問でも結構なのですが、「それで何をやるかとするのですか」とかいうようなことでも結構です。何か自由に意見を出していただきたいと思います。

それぞれ、例えばニーズ調査というのは何をどう調査するか。今のような数字で出してこなければいけないので、だから量的調査にはなるのですが、質的調査ではどうなのかみたいなこともあるわけですね。調査そのものは専門機関とかいろいろあるのだと思いますが、調査してほしいというようなことはここで意見を出していただきたいですね。お願いします。

委員

今の子どもの貧困対策というところなのですが、市として今現在の府中市内の子どもの貧困というのはある程度把握しているのかなと思ったので、そこだけ質問したいと思います。

会長

今は貧困問題というのはどういうふうに把握されているか、行っているか、お答えできませんでしょうか。

事務局

お答えさせていただきます。国のほうで平成26年度に法律が施行されてというところで、国のほうの実態調査の中では、子どもの貧困率というのが出されておりまして、直近の調査ですと15～16%ぐらいのお子さんが貧困の状態にあるのではないかとと言われてございます。

ただ、本市の中でどの程度の割合のお子さんがそういう状況にあるのかというのは調査として行ったこともございませんので、今回、来年度実施しようとしております調査の中で、

そういった実態も捉えていきたい。ただ、国が言っているパーセンテージと同じようなものが出せるかという、なかなか難しいところがございますけれども、実態について調査していきたいと考えてございます。以上でございます。

会長

よろしいですか。では、お願いいたします。

委員

いろいろと教えていただきありがとうございます。先ほど会長のおっしゃった調査というところで、量的なことはたくさん出てきているのですが、本当に質的なところの調査を府中市としてどこまで細かくできるかということはあると思うのですが、私どもの団体は立川で困窮家庭のお子様の学習を教えるということで、小学校と中学校を教えています。

基本的に、よくニュースでも出ますけれども、学習のところでおにぎりとかを出しているのですが、学校がお休みの日、給食がないと、初めてここでご飯を食べるという子がいるのですね。それはニュースでよく流れるのですが、私が一番びっくりしたのは、私、ずっと企業に勤めていて、こういった支援に7年前に入ってきて、3年目のところですから4年前の話なのですが、小・中学生の子どもを都心の商事会社に職場見学で連れて行ったのです。そのときに、中学生の子たち何名かに「生まれて初めて地下鉄に乗りました」と言われたのです。

私は、当たり前前に地下鉄に乗っている毎日でしたので、その視点がちょっとびっくりして、これというのはすごく格差というところで、経済的に安定した家庭で育っている子は、地下鉄に初めて乗りましたという中学生は、もしかしたらそれほどいないのではないかなと。歩いて行けるような距離、車で生活しているような家庭以外は、ないのではないかなと。そこで本当に経済的格差というところで、この子たちがやはりいろいろな経験をさせるということはいろいろと言葉では出ているのですが、ああ、地下鉄も経験の1つと捉えて、将来にいろいろと考える中で、乗り物に関しても差別があったのだということ、ちょっとびっくりしましたので、そういった意味で質的なところというのもすごく調査はいろいろしていただけるといいかなと思ひまして、具体的にこうしてくださいというのはないですけれども。実体験でお話をさせていただきました。

会長

ありがとうございます。

委員

子どもの貧困の「貧困」と捉える基準というのは何か具体的な数字があるのか教えていただきたいのと、次期の計画で考えるところの、今のこの計画書の中を見ると、6地区区分というか、福祉エリアの6地区だと思ひますが、次期の計画の地区割の基準というのも同じでいくのか変えていくのか、その辺の方向性がもしあれば教えてください。

事務局

まず、子どもの貧困の基準といいますが、線引きの部分ですが、国が言っていますパーセンテージにつきましては、平均的な所得に対する、その世帯の所得が2分の1以下の世帯の割合という形で出されております。ただ、実際、市として子どもの貧困対策を行っていくといった場合に、その2分の1以下の家庭だけを支援すればいいというものではないと思います。先ほどお話しいただきました、地下鉄に乗ったことのないお子さんですとか、家庭の貧困の状態と絡めて、養育に難を抱えている家庭というご家庭も、様々な要因が絡み合っただけで子どもが無事に成長できないといった困難を伴っている家庭を支援していきたいという視点も大事だと思っておりますので、線引きはせずに、市としてどういったことをやっていかなければいけないかということを考えていきたいと、今のところ考えているところでございます。

事務局

続いて、地区割の件でございますが、現在の計画自体は福祉圏域というものがベースになってはいるのですが、福祉分野のほうでもまだ圏域のところ、福祉のほうは次期の計画が少し先になるのですかね。その辺のご意見も伺いながら、我々の子育ての計画の中でもどういった形の圏域をつくっていくのか、いろいろ話し合いの場をつくらせてもらうような場面が出てくるのではないかなと現在のところは考えております。

会長

よろしいでしょうか。

委員

ありがとうございます。

会長

途中の説明で、貧困率というのは、幾つかの計算方式があるのです。今、日本で採用しているのはOECDが提案しているもので、「貧困」の考え方にも2種類あって、いわゆる「絶対的貧困」と「相対的貧困」というのがありまして、例えば今、地球全体で言いますと、絶対的貧困者というのは物すごい数がいまして、この間、世界農業機構というところが発表したので言いますと、毎日餓死している人間が地球全体ではほぼ1日4万人です。そのうちの3万人が乳幼児ですね。このままでは餓死するかもしれないといわれている人たちが地球全体でどのくらいいるかというと、大体9億人です。ですから、これは「絶対的貧困」と言われている人たちですね。富が不平等に分配されるシステムがどんどん進んでいて、地球規模で貧困化が進んでいるのですね。日本だけが貧困率が高くなっているわけではないのです。

日本は、やはりそういう絶対的な貧困で計算しているのではなくて、相対的な貧困率で計算しています。これも要するに収入、どこまでを収入とするかという計算はとても微妙なので、データによってちょっとずつ違うのですね。こうやって計算するのです。収入を、可処分所得ですが、一番安い人から一番高い人まで全部並べるのです。例えば8,000万人働いているとしますと、8,000万人並べるのですね。さっき平均とおっしゃったけれども

平均ではないのです。中央値なのです。ちょうど4,000万人目の人たちの収入が基準になります。その人の収入の半分以下の人を貧困層といいます。現在の日本で言いますと、年収が大体120万円以下ぐらいですか。ですから、相当安いことになりますね。2人で家で働いている場合は、2人の収入を足してルート2で割ります。3人だったらルート3で割って、それが120万円以下だったという形で計算するのですね。

ですから、可処分所得ですが、家賃を払って食べるものを食べたら、もうほとんど何も無いという生活になるのでしょうか。それが今、この間の計算だと16.7%の人がいたのですね。だから、子ども6人に1人はもう貧困家庭だということになったのですが、新しいデータだと14.何%に減ったということになって、7人に1人になったということになっているのですけれどもね。ただ、これは計算のやり方によって微妙に幅が出てくるので、どんな計算をしたのだらうということになります。沖縄について言いますと、30%を超えています。3人に1人が貧困なのです。

今おっしゃっていただいたように、今は貧困というのは経済的貧困を指標に出しているわけですね。だけど、ほとんどの子どもたちは家庭が経済的にとても貧しいがゆえに、いろいろな体験をさせてもらっていない。例えば幼稚園、保育園などで言うと、「絵本なんか読んでもらったことがねえよ」という子どもたちがたくさんいるわけですね。私たちはそういうのを実は文化的な貧困、おもちゃもない、連休にどこかへ連れて行ってもらったこともない、つまり、体験そのものの貧困。そして、親がゆとりをなくすことからくる丁寧な会話。「おもしろいことをやったんだよね」とかいう丁寧な会話の体験がどんどん低くなって、「うるさい、早くしな」とか、指示命令言語がどんどん増えていく。結局、子どもの中に、自分は愛されているという実感が貧困になっているというのですかね。それが一番怖い。つまり、愛されているという実感というのは心を育てていくわけですよ。その心の部分が育たない。そして、親のほうにゆとりがないと、すぐ「うるさい」となってしまうと、どこかでおどおどしたり、びくびくしなければいけない。心の中にびびが入ってきますよね。

そういう育ち方をしていると、例えば最近の言い方だと非認知能力が育たないということになって、小学校に行ってもちょっと難しい勉強に入ったとき、「お、頑張ろう」とならないで、「いいよ、俺なんか」となってしまうと、どんどん落ちこぼれていく。だから、勉強をわからせるのも、計算の仕方をわからせてあげるといったことよりも、実は「頑張れば本当はできるのだ」という気持ちを育てていくほうがはるかに大事だと言われているのですが、それがとても大変なのです。

だから、貧困から人間を救出するというのは、本当に総合的な、私たちなんかはアメリカなんかで流行っていますけれども、家で絵本を読んでもらっていないのだったら、保育園でほかの子の10倍ぐらい本を読んであげたりやって、やっと何とかバランスが取れる、そういう子どもたちなのです。家で抱いてもらっていないのだったら、私はこの子を保育園でずっと抱いてあげるといってやらないと、同じにはならない。実際、そういうふうになっているところがアメリカなんかにはあって、見事に回復しているのです。心が。

ですから、貧困対策というのをどこまで、子どもたち1人1人がどんな生活をしているのか。今、地下鉄に乗ったことがないというのもあります。沖縄は想像を絶するような、とんでもない、とにかく子どもがやっと高校生、本当に最近、高校で一生懸命バイトをしながら

ら自分の学費を稼いでやろうとして、その高校生が稼いでいる学費を母親が全部奪ってしまって、とうとう、その母親を包丁で殺しに行くというようなことをやり始めて、それを必死に防いでいる教師だとか、そういうのがあちこちにあると聞いています。

貧困問題というのはどう取り組むのかといったときに、数字を並べて、こども食堂を1つつくればいいでしょうとか何とかいうことをやっていたとしても、実は実態は何もわからないということがありますよね。だから、この実態調査というのは、小5と中2の子どもたちにアンケートを取って。これは最初なのですが、その量的なところから見えてくるものと、例えば今、府中市の中でそういう最底辺の生活をしている子どもたち、親たちの様子を一番つかんでいるのは誰なのか。民生委員さんたちかもしれないですね。ソーシャルワーカーさんたちかもしれないね。ひょっとしたら、お巡りさんたちかもしれないですよ。そういう人たちからきちっと情報を提供していただいてということをやらないと、本当の実態調査にはならないですよ。

だから、こうやってデータを取るということで、行政としてはなかなか難しいところがあるのですけれども。この審議会なんかでは、本当に府中市の、どこの市だってあるわけですが、同じ人間として生まれながら、親の環境によって生き方とか幸せとか全く違うということは本来あってはならないことですからね。何か府中市らしい貧困へのアプローチというかな、そういうことができれば、大事なことだと思うのですけれどもね。

いつの時代でも貧困はありました。だけど、隣近所の人が助けてくれるというのが当たり前みたいにあったのですよね。今、隣近所はほとんど知らないですからね。貧困家庭というのは、お母さん、お父さん、だから日本の場合、シングル家庭ですね。女性で、シングルで、子育てしている人は50.2%が貧困です。つまり、2分の1のシングルマザー家庭というのは貧困家庭なのです。これは世界で断トツにトップです。2位はアメリカで30何%。あとは10何%ぐらいになっていて、日本だけが貧困家庭で、特に女性1人で育てている人に対する支援が全くないのです。これはもう著しい施策の弱点です。フランスなんかだったら、シングルで子育てをやっていて、私は大変ですと書類をちゃんと整えて送ると、ほぼ例外なく月々10数万円ずつは振り込まれてきます。そういうのはもう国によってどんどん整ってきているのに、日本はそれが全くないのですよね。だから、貧困家庭のお母さんたちには「フランスへ行け、フランスへ行け」と冗談で言っています。

ともかく、そういうことも含めて、しかも昔と違って、ユニクロ問題。例の、着ているものがユニクロで安く買ったやつを使い回していますから、あまりわからない、見た目でもう。貧しい家の子だなというのがわからなくなってきていて。だから、この貧困問題というのは、施策がどこまで足もとに届いているか。心に届いているか。そういうことが問われるようなテーマなのです。それにどうやっていいか、それは行政の方々だけではとても手が足りない、数も足りなくて、大変だから私たちが一緒になって何ができればいいかと改めて思った次第なのですが。

済みません。どうぞご質問、ご意見があれば、お願いします。

委員

P T Aをやっている関係で、放課後の件に関しては気持ちが動いたというか。市のほうで

学童と放課後子ども教室のほうの2つが併設されている。どこも大体行われているのですが、その辺の、特にどの辺に問題があるというか、どんな感じで捉えているか、今、現状の市のほうの考えをお聞かせいただければと思うのですが。

事務局

それでは、お答えをさせていただきます。今お話がございましたとおり、市内の小学校22校全ての学校におきまして、放課後子ども教室を実施させていただいております。また、学童クラブにおきましても22学童クラブ。そのうち21学童クラブにおいては、学校の校地内もしくは隣接地において学童クラブを設置している。残り1学童については、小学校からおよそ300メートルぐらい離れた場所に設置させていただいております。

皆さん、ご承知かもしれませんが、学童クラブにおきましては、保護者の方の就労要件等が整っていれば、本市におきましては1年生から3年生まで全入という形を取らせていただいております。また、放課後子ども教室につきましては、1年生から6年生まで、登録をしていただければ誰でもが参加できるという仕組みとなっております。

私どものほうで今考えているところにつきましては、現状でも学童クラブと放課後子ども教室が連携をして、例えば放課後子ども教室のイベントに学童クラブの子どもたちが参加をしたり、また逆のパターンも時々あるのですが、そういった連携を図っている学校もございます。ただ、それが全22校において連携がうまく回っているかということにつきましては、いろいろな事情があって、なかなかできていない学校もございます。

また、学童クラブにおきましては当然、育成料を保護者の方からいただいておりますし、放課後子ども教室のほうは保険料年間800円のみで参加をしていただいているところがございますので、その育成料、お金の部分ですね、その差もございます。また、学童クラブではおやつ、間食費もいただいておりますので、おやつを提供させていただいております。そういった中で、学童の子ども、放課後子ども教室の子どもというところの 카테고리を外したときに、同じ府中の子どもとして、放課後の時間帯をよりよい体験、活動ができるような場面をつくれれば、というところで、さまざまな課題はあるのですが、そういったところを専門部会を設置させていただいた中で、より推進策を検討していければと考えている次第でございます。

委員

ありがとうございます。

会長

府中市では学童クラブのほうは4年生、5年生はやっていないのですかね？

事務局

府中の学童クラブについては、対象は6年生まで対象とさせていただいております。ただ、先ほど申し上げました1年生から3年生まで全入という形を取っている関係がございまして、単純定員に空きがある学童クラブにおいては、4年生から6年生まで受け入れをさせ

いただいているという状況でございます。

会長

法律が変わりまして、新制度で、学童は小学3年生までだったのですが、今は6年生まで法的にはやらなければいけなくなりました。まあ、3年生になったら急に家へ帰れと言っても、親がいないと困るということなのですからね。ただ、希望する人は全員学童に移行というのは行政的には珍しいと思いますね。就労要件さえ整っていればね。それはだから、かなり満たされている、入れないという人は当然いないわけですよ。

事務局

ただ、先ほど申しましたように、4年生から6年生までは空きがあればというお話をさせていただいたのですが、当然、空きがない学童に申し込みをさせていただいている高学年の方は待機という形になっています。

会長

それもあって、放課後子ども教室のほうが、整合性を図っていくという形のほうが実はね。何でも制度を大きくしていけばというよりは、運用を柔軟にしていたほうが私はいいと思うのですけれどもね。そういうことをしっかりと議論する専門部会を立ち上げていただきたいというご提案です。

委員

今のお話で、専門部会ということで、府中市はどうしようかという話なのでしょうけれども、国のほうは逆に言うとうどういう方向性で、くっつけようという方向に実際はなっているのですよね。これは会長のほうがご存じかもしれませんが、そこら辺は。

会長

基本は同じです。

委員

同じですか。

会長

それがあるから、これとくっつけようということが。国がやっていないのだったら、勝手にはなかなかできない。大体お金の出所が、今は新制度だから一緒になっているけれども、もともと厚労省とか文科省ですから、何年前だったかな、くっつけるのに100億円ぐらい予算をつけたことがあったのですね。そこからなのですからね。だから、もっといろいろな形があって、放課後子ども教室というのは文科省ですから、もともと教室なのです。ですから、昼間の学校では学べないことを学んでくださいということだったのです。だから、地域で、囲碁の強いおじさんがいたら、来てもらって囲碁教室を開くとか。沖縄なんかでは民族

舞踊なんかを教えてくださいるお婆さんたちが来ているとか、料理を一緒に教えてくれる人がいて、それを学ぼうとか。単純に遊ぶというよりは教室ですよ。

だけど、そうすると、そういうことをボランティア的にやってくださる人がいるところとないところの差というのがすごく大きくて、実際にはもう少し予算をつけないと。大体ボランティアで、交通費も出せないところもたくさんあったのですね。そういう予算が特になかったから。今は多少ついているのですが。だから、それで、教室というイメージだけでは、実際、多くの子どもたちは遊びたいわけですから。ということで、文科省が始めたものでももう少し学童保育的に近づいてしまっているということもあって。今度は学童保育も保育なのですよね、これはもともと。小学生保育なのです。だから、教育とはちょっと違う意味だけれども、意識的に育てるとというのがやはりあって、それはカリキュラムをしっかり持ってやるというところから、いろいろなのですよ。だからそれは、放課後子ども教室とはちょっとわけが違うのだという。きちんとした計画を持ってやっているのだからということで、それによって来るメンバーが全然違う放課後子ども教室に簡単にはできないとか。そう簡単にはなかなかくっつけられなかったのですよね。今もやはり残っていますね。お金の問題も違うのですね。片一方はタダだけれども、片一方は、自治体によっていろいろ払う額が違うのですね。学童保育はやはり800円ですから。だから、くっけるといっても、そんなに形式的にガチャッとやったらうまくいくかという、そう単純ではないということがあって、それで少し議論をしていただくということになっているのだと思います。ですよ？

済みません。では、お願いいたします。

委員

感想のみなのですが、我が家の長男が、来年、小学校1年生に進級するので、まさに学童かけやキッズかというので悩んだ段階なのですが、本当にどっちもあまり大差がなくて、春休みとか夏休みの預かり、スタートの日にちには違いがあるぐらいで、どっちにしようかなと思って。結局、学童を選んだのですが、今、統合するという話が出て、非常に歓迎したいなと思いました。

この点、小学校からもけやキッズと学童保育があつてという説明があつたのですが、選択はもうこちらに任されている状態だったので、今のような動きがあることの説明はあまりなかったもので、そういう説明があつたらもうちょっとよかつたかなという感想があります。

事務局

会長、よろしいでしょうか。ちょっと補足でお話をさせていただきます。

先ほど申しあげました専門部会のほうの議論の内容でございますが、学童クラブは学童クラブとしての制度はそのまま、放課後子ども教室は放課後子ども教室としての制度はそのまま、ただ、先ほど申しあげました、学童クラブには入るために就労要件がある、ということで、例えば1つの例としては、学童クラブの子どもたちが放課後子ども教室のほうのプログラムに参加ができる。逆だと就労要件が入るのでなかなか難しいのですけれども。そういった制度は制度としてそれぞれ残しつつ、子どもたちにとってどういった連携策が効果的というか魅力的なものになるのか。そういったところも含めてご議論をいただければと考えてい

る次第でございます。

以上でございます。

会長

学童保育というのは保育ですからね。親が、要するに保育、昔は「保育に欠ける」、今は「保育を必要とする」という要件がないと入れないというね。これは同じなのですよ。ですから、お母さんやお父さんが働いて、放課後、家へ帰っても誰もいないというようなことが条件になっているわけですよ。

そこで働いている人は、基本的には保育士さんか学校の先生ということの要件があつて。というような、放課後子ども教室とはちょっと違うので、それはそれとしてきちんと残した上で、出入りがもうちょっと自由にできるようなシステムに移行していくのがいいのではないかという、そういう計画なのだというお話でした。

学童と放課後子ども教室とくっつけたやつを、放課後子どもクラブというのですね。ちょっとややこしいのですけれども、国のほうが。それは必ずしも、今言ったような事情があつて、片一方はお金を払っているとか、片一方はカリキュラムがあつてとか、親が働いていないといけなとか、そういうので簡単にはくっつけるわけにいかないということで、今言ったように、出入りをもう少し自由にするという形のプランをつくっているところが多いですね。

委員

私どもの団体で、市の放課後子ども教室を受託して行っているのですが、感想としては、子どもたちは親御さんの都合で来ているかなというのが、参加率は1年生から2年生が大体8割ぐらいで、自分の意志でというよりも、親御さんに「行ってきなさい」と言って預けられている子がとても多いかなと。だから、どちらかという、親御さんのほうもパートに出たり、その時間でいい利用の仕方をしているのかなと。もう少しこれからは高学年も、団体のほうでも魅力ある工作教室とかいろいろなアイデアを考えながら行って、多くの子どもたちに放課後いい体験をさせてあげたいなと思っているのですが、現状は8割方、親御さんに「行ってきなさい」と言われて来ているのかなという感じはします。以上です。

会長

私たちが子どものころと大分事情が違って、その辺で子どもたちが群れて遊んでいる姿もなく、放課後も学校という場所しかなかなかないですよ。だから、学校のほうもある意味で苦労しますよね。授業が終わった後に、今度はそういう。豊かな余り教室があればいいのですが、そうでない場合は苦労されていますよね。

そのあたりのあり方について、いろいろ議論していただく、そういう作業をしたいと思えます。

委員

先ほどの学童全入のことでお伺いしたいのですが、市の中心部に大きなマンションとかす

ごく建っていて、その中心部の小学校は、小学1年生、2年生がすごく多くて、学童に入れるのかしらとお友だちのお母さんなども言っていたりとか、学区の割が1小とか2小にすごく多くて、いつもうちちょっと平らになるというか、学区割はいつになるのかといったことを結構ちまたでは話をしたりしているのですが、全入で全部受け入れて、先ほどの会長の冒頭のお話で、1つの部屋にそれこそ押し込んだりとか、狭いところに「入れてあげてるよ」みたいな感じにならないのかなと心配になったのですけれども、いかがなのでしょう。

事務局

お答えさせていただきます。今ご質問をいただいたとおり、学童クラブにおきましては、1人の育成面積がおおむね1.65平米という基準がございます。全入というカテゴリを取らせていただいている中で、市の中心部を含めた幾つかの学童クラブにおいては、1.65を下回っていることは事実でございます。

ただ、私どもとしては、1.65を死守すると待機が生まれてしまう。学童クラブにおきましては就労支援という観点もございまして、今まではそういった形でお引き受けをさせていただいていた。それに伴って、育成面積の確保が急務になってきた。当然、学童クラブの児童数が多い学校は、学校も今、パンク状態になっている。国においては、学校施設を徹底的に活用しなさいねという考え方も出しているのですが、学校も今、パンクしているという状況がございます。

幾つかの学童クラブにおきましては、そういった部分を解消するために、近隣地に仮設建築物を今、計画させていただいております。今、30年度の予算として計上させていただいているところございまして、そこが議会のほうでご承認をいただければ、平成30年度に幾つか仮設建築物を設置させていただいて、育成面積の確保を図っていくと。

ただ、そういった仮設建築物を建てる場所が近くにある学童についてはある程度対応ができるのですが、なかなか近隣地でそういった場所のめぼしいところがないというところについては、私どもとしても今、喫緊の課題であるというところは認識しているところでございます。

会長

おっしゃるとおり、学童希望が物すごく多くて、場所がないものですから、すごく詰め込みのところがふえたのですよね。ある人の言葉を言うと、「空気の奪い合いをしている」と。それで文科省としても、一応基準をつくらなければいけないと今言ったとおりそうなのですが、70人を1部屋で、1つの学童があったら70人を超えた場合には2つに分けると。分けなかった場合には補助金をカットすると。そういうことを出して、今、大体そういうふうになってはいるのですけれども、どこにつくればいいのかというところが実際にあるわけですね。

日本の場合、保育所は一生懸命ふやしているのですが、小学校以降になると、そういう対応を十分にしてもらえない子どもたちがたくさんいて、一番困っているのが中学生ではないかと思うのですよね。そういう場所がない、たまる場所がないということで。だから、徐々に徐々に何かの議論で、小学生以降の放課後生活はどういう形で行うとか、そういうことで

何かアイデアがね、もうちょっと議論をやっていかなければいけない。国としてそういう大きな枠はつくっているのですが、それだけではちょっと。午前中も学校、午後も学校、夕方も学校というのが本当にいいのかと、私なんかは、自分だったら嫌だろうと思うので。だから、そういうのがあって、どこかで遊びたいという人も、それはもう遠い先の夢なのかもしれないですが、そういう問題も実はあるのだということですね。

どうぞ、ご自由に。

委員

専門部会というのは、実際、来年度、年5回という。大体いつ頃を目安にして、その選定というのは、今度の審議会か何かで決めるというような、タイムスケジュールはどのようになっていますか。

事務局

こちらの予定でございますが、平成30年度に入りまして、先ほど事務局のほうからご説明をさせていただきました、4月が第1回の子ども・子育て審議会の予定でございますので、そちらの第1回目の子ども・子育て審議会において、部会設置を決定していただいた後、実際的には動き出すという話になろうかと思えます。なので、早くて5月、6月あたりが1回目というようなスケジュールリングで考えてございます。

会長

よろしいでしょうか。では、お願いします。

副会長

東京に住んでいたり、府中に住んでいたりすると、子どもというのは無限に生まれて、無限にいるような気がするのです。これ、全国的に見ると、東京とか大都市圏が異常なのであって、もう実際には生まれる子どもは1年に100万人を割っていますね。そうすると、次期子ども・子育て支援計画を策定するに当たって、子どもが生まれるためにはどうしたらいいのかというのを本気で考えないと、もう30年も前から、2025年あたりには出生率が大変だ、年寄りを若い人が支えるのに支え切れなくなってしまうなんて言って、ずっとやっているけれども、ずっと、ほとんど下がり続けている。

この間、商工会議所の部会の委員会に行ったら、人手不足で困っている、中小、零細企業は人がいないのだと。0歳の子が20年たてば労働力になるのですが、いなければずっとゼロです。日本全体で考えたら、学童の子どもは何も、いれば楽しくて助かるのですが、どうしたら結婚して子どもを産んでくれるのか。もしくは、フランスみたいにシングルマザー、事実婚、そういうのを推奨、認めるかとかそれぐらい、本当に日本人が大意識変革みたいなことをしないと、この国は、今風に言うところ「やばい」ですよ。

会長がよくおっしゃいますが、日本は移民ができないですからね。ほぼ移民は不可能。結婚しなかったら国籍は取れないです。そうすると、日本人が日本の労働力を何とかしていくためには、どうしたら子どもがふえるか。結婚しないのは、一言で言うと結婚に魅力がない。

国も市も子どもを預かることばかり考えているけれども、子どもの立場からいったら、会長がおっしゃるとおり、ずっと預かられているのなんかうれしくないですよ。だから、それを何とか、家庭と預かる施設と両立して、子どもにも親にもいいようなことを本当に意識改革していかないと、国が滅びてしまいますよ。こんなことをしていたら。

と思うので、府中だけでできることではないのですが、結局、恵まれた人が府中に来るのですよ。学童に入れないとか、保育園に入れないとか言っているのですが、結構恵まれているのですよ。だから、そういうのもちょっと目を広げて、意識を変えて、計画を立てて、府中から日本を変えることができるかどうかは別にして、もう市役所の人たちもどんどん結婚して、どんどん子どもを産んで、そういうような意識になっていかないと、本当に労働力が足りないです。労働力だけではありませんけれども。そんなことを次期は、雲をつかむような話ですが、やればな、なんて思っています。

会長

ありがとうございます。今、副会長が大変大事なことをおっしゃってくださったのですが、計画をまたつくり直しますよね。だから、それは単に数字をまた新たにただけということではなくて、今問われている問題というのは、今、少子化がどんどん進んでいくということで、予測されている現在の出生率でいきますと、2055年か何かには生まれる子どもの数がもう60万人とかね。今、1年間に100万人を切り始めましたよね。私、団塊の世代ですから、273万人生まれています。そのもう3分の1近くになってくる。それがもっと減っていくのですね。

2055年には80歳以上の人たちが、一番人口が多いのが81歳ですかね。それが一番人口が多いのです。だから、右を見てもおばあちゃん、左を見てもおじいちゃんという。挨拶は「みんな若い子」とか、そういう時代になってくる。笑い話で済めばいいのですが、本当に実はそれは深刻な問題で、人類は実は体験したことがないのです。全ての制度は、次の世代はキープか、ふえるということを前提にして、制度設計されている。教育制度、保育制度は。つまり、つくってもそれを利用する人が減らないということを前提につくられているわけですね。あらゆるものが、利用する人が、お金を払ってくれる人がどんどん減ってくるという社会は人類の歴史の中で初めてなのです。それでうまく制度設計ができるかどうかということを問われていて、簡単にはできっこないと。

だとしたら、ダウンサイジングしていくしかないのだけれども、ダウンサイジングするというのは縮小することで、「あんたもクビ」「あんたもクビ」ということになるわけですよ。だから、そう簡単にはできないとなっていくと、しばらくはやはり子どもをもうちょっと、最低でも出生率が2を確保するぐらいに産んでもらう社会というのを。それを思い切って府中は、「こんなことを始めたぞ」ということで、みんなが府中で子どもを産み始めたら、府中が何か放牧場みたいに。そんなふうに抜本的なアイデアを出せないかというのは大変大事なことだと思います。そこをやらないで制度をいじっていったとしてもだんだん縮小していってしまうのですからね。

そういう意味で、夢を語り合う会みたいなものでもいいと思うのですよね。この会は、こんなものどうかあんなものとか、ぜひ語り合えれば本当にいいなと思って、今、聞いていま

した。まだ、府中は本当にいいのです。僕は幾つか田舎のほうにかかわっていますけれども、島根とか鳥取とか、ともかくもう笑うしかない。「私たちの代でもうこの村はおしまいですかね」とかね。でも、それでも頑張って、ここへ来てもらおうとしていますからね。今おっしゃってくださったことは本当に大事なことで、その原点を忘れないようにしたいなと思いました。

では、来年度は、ざっと2倍以上に回数をふやして7回やるということなので、お忙しいと思いますが、できるだけご参加を。今のように実のある議論を少しやっていただきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

大体4月、7月、8月、9月、10月、1月、3月ですから、大体月の後半、下旬のほうに予定されています。後でまた、皆さんのご都合をお伺いすると思いますので、お願いします。

きょうは特にこれをどうしても審議しなければいけないということではなくて、自由なご意見をいただくことがメインですので、もし特になければ、時間は早いのですが、きょうはこれで閉じたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

では、お返しします。

事務局

それでは事務局より、最後に事務連絡をさせていただく前に、本日、平成29年度最後の審議会でございますので、子ども家庭部長よりご挨拶を申し上げます。

子ども家庭部長

改めまして、今年度、平成29年度第4回という開催になりました。本当に委員の皆様からは忌憚のないご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。この皆さんからいただきました意見を、できること、可能なことは来週から始まります予算議会の中にも盛り込ませていただきまして、これから審議に入らせていただきたい。そのような形で意見をいただいたものは大切にさせていただいて、対応していきたいと思っております。

今、来年度の方向性についてもご説明をさせていただきました。先ほどありました子どもの貧困ですとか、子育て支援包括支援センターという内容のものにつきまして、今、皆様にご議論いただきましたこの計画の中にはなかった考え方でございます。それが改めてここで議論をさせていただきながら、着実に進めていきたいと思っておりますので、また副会長からも、どうしたら子どもを産んでくれるのか、というようなご意見をいただいておりますので、ぜひとも、こう考えるという意見を次の計画を練っていくのにご意見をいただきたいと思っておりますので、来年度も引き続きよろしくお願いしたいと思います。

今年度、本当にありがとうございました。

事務局

それでは、最後に事務局より2点事務連絡をさせていただきます。

1点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、いつもどおり事務局のほうで作成いたしまして、後日、委員の皆様にご内容確認の依頼をさせていただきますので、よろしくお

願いたします。

2点目ですが、次回の審議会、来年度1回目の審議会につきましては、今のところ4月下旬の開催となる予定でございます。詳しい日程に関しましては、決まり次第、改めて通知をさせていただきますので、ご承知おきください。

事務局からの連絡は以上になります。

会長

それでは、特になければ、これで終わりにいたします。どうもありがとうございました。